

訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める

陳情書

要旨

国に対し、訪問介護費の引き下げ撤回、介護報酬引き上げの再改定を早急に行う意見書を提出すること。

理由

訪問介護の基本報酬が 2024 年 4 月から引き下げられたことに介護保険利用者や家族、事業所から、怒りや不安の声があがっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

京都社会保障推進協議会は、2024 年 6 月 1 日から 7 月 31 日まで、府内の 828 訪問介護事業所に緊急のアンケートを行いました。171 事業所から回答をいただき、94.2% が訪問介護報酬引き下げ反対との回答でした。介護報酬の引き下げについて、91.8% が納得できないと回答し、今後の影響については、経営の悪化 (90.1%)、新規採用の困難 (67.3%)、職員の賃金引き下げ (45%) ヘルパーの意欲・モチベーションが下がるが 71.4%、ヘルパーの賃金改善が難しくなるが 70.0% など、重大な影響が予想されます。介護報酬については、86.5% が「基本報酬の引き上げ」を求めています。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模、零細事業所が経営難になる恐れがあります。2024 年上半期の介護事業所の倒産は全国 95 件で過去最多となっています。

訪問介護事業所のうち 36.7% が収支差率 0% 未満の赤字であることが明らかになっているにもかかわらず、厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。しかし、この結果は、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているのであり、実態とかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約 6 万円も下回っています。ヘルパーの有効求人倍率は 2022 年度で 15.5 倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となります。さらに処遇改善加算による収入分があっても、全て職員の給与として支払われ、事業所の経営は苦しいままです。その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所がでています。

今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を 0.98% 引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを 2024 年度に月額約 7,500 円、2025 年度に月額約 6,000 円と見込んでいます。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。